

EPA（経済連携協定）活用セミナー

～初級編～

主催：福岡商工会議所

利用検討中の方、
初めて利用される方向け！

Q. EPA（経済連携協定）とは？

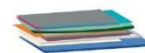
A. 国や地域間の輸入にかかる関税の撤廃や削減等を定めた国際協定で、EPAを活用すると、低い関税率(EPA税率)を適用でき、輸入時の関税の減免が受けられます。

Q. EPA税率を適用する方法は？

A. EPA税率適用には、特定原産地証明書の取得が必要です。



第一種特定原産地証明書の申請は、「第一種特定原産地証明書発給システム」というWebシステムにて申請手続きを行っていただけます。また、申請の際には、日本商工会議所に対し**輸出産品が協定で定める原産地規則を充足していることを示す資料**を提示して頂く必要があります。輸出産品によって原産地規則も異なり、必要となる書類も様々です。



本セミナーでは、「第一種特定原産地証明書」を取得するための申請手続きや申請時に揃えるべき資料について、**初めての方でも分かりやすく解説いたします。**

EPA発効国及び地域：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、アセアン

日時 平成30年**5月25日（金）14：00～17：00**（受付開始13：30～）

場所 **福岡商工会議所5階501会議室**

内容

1. EPA（経済連携協定）の概要と原産地規則について
2. 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて
3. 質疑応答

講師

日本商工会議所 国際部 担当者

対象

EPAを活用している企業のご担当者様、検討中の方々

定員

50名（先着順）

受講料

無料

申込

【FAXでの申込】 下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
【HPでの申込】 当所HPにて、申込フォームを必要事項入力の上、お申込ください。

お問合せ先

福岡商工会議所 産業振興グループ 貿易関係証明担当（TEL）092-441-1230

送信先FAX番号：092-441-1149 「EPA活用セミナー」～初級編～ 申込書

企業・団体名

住所

〒

-

受講者名

①

②

③

ご連絡先

(TEL)

-

-

-

(FAX)

-

-

-

E-mail

@

アンケート①

EPAを利用している EPAを利用していない・検討中

アンケート②

取扱品目及び輸出相手国名

取扱品目（

） 輸出相手国（

）

※申込確認のご連絡をさせて頂くため、ご連絡先は必ずご記入ください。

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの管理運営及び当所からの各種案内・情報提供等に利用させていただくことがあります。